

近世後期武家家計の一考察

安 沢 み ね

も く じ

- 1 はじめに
- 2 武家の生活困窮と村方勝手賄
- 3 旗本天野氏の家計
- 4 おわりに

1 はじめに

徳川幕府の成立以来泰平の世がつづき、江戸、大阪を中心に生活文化の向上発達はいちじるしいものがあつた。特に幕府をはじめ諸大名及びその家臣団、ならびに徳川家直参の旗本・御家人という多数の武家の居住する江戸は、日本最大の消費都市として生活水準も高く、諸物価は次第に騰貴していった。その中であつて、武家社会の日常生活は益々奢侈に流れ、諸事遊芸に明け暮れ、遊興の巷に出入りするものも多かつた。この様な武家の生活を支える収入は知行地よりの年貢、或は一定の俸禄であり、その額にはおのずから限度があつた。大藩の大名ともなれば、その領内の新田開発、殖産奨励といった政策を用いて収入の増加をはかり、財政困窮に対処し得るものもあつたが、万石以下の旗本・御家人は早くから生活の困窮を訴え、既に三代將軍家光の頃より、幕府の恩貸と称して旗本に金子を与えた

ことがあった。しかし幕府自身の財政も苦しくなり、數度にわたる貨幣改鑄などにより財政を補っていた程であるから、近世中期以降は旗本恩貸などは不可能であった。従つて彼等の大部分は、増大する家計支出を補うために莫大な借財を重ねてゆき、その困窮は著しいものがあつた。幕府はこのような旗本達を救うために、寛政・天保の兩度にわたつて棄損令を出している。しかし棄損令があるとかへつて貸主達に警戒され、彼等にとつて借金政策も思うにまかせぬようになっていったのである。

武家社会の經濟生活が、その表向きの華やかさに比して誠に不健全であつたことは、当時の學者達によつてもよく指摘されたところである。度々の幕府の儉約令や、特に儒教思想の影響から、一般に「分限を守る」ということが重視され、「分度生活」という言葉は、近世後期を通じて社会生活の一つの指針となつていた。⁽¹⁾しかし儉約といい、「分度生活」といつても、家計の健全なうちに行われるものであれば効果も大であるが、万策つき果てた末に、やむをえず生活をきりつめ、諸事万端儉約するというのであつては、最早旗本の權威も地に落ちた感があつた。

元禄期には年貢を抵当に入れて入用金（臨時支出）の調達を行つたものもある。⁽²⁾近世後期には年貢の先納というかたちで経費を賄うこともあつた。しかし度重なる年貢先納が単なる臨時支出のためばかりでなく、遂には日常の經常費にまで及ぶ場合がある。すなわち御勝手賄或は御台所賄と称して、単に知行所村方より月々生活費の仕送り（年貢先納）をうけるだけではなく、旗本の家計全般にわたつて村方農民の干渉をうけるようになったのである。御勝手賄（村賄ともいう）とは、知行所村方の農民（主として村名主又は賄名主、両者が別々に存在することもあるし、又同一人である場合もある）の手によつて、毎年はじめにその年の年貢高に依つて一ケ年の生活費の予算が立てられ、その予算に従つて毎月旗本へ生活費が送金される仕組みをいう。實際の消費支出が予算通りにいかないのは勿論であり、必要に応じて臨時の仕送りも行つてゐる。しかし収入の絶対額が一定している以上、はなはだしい予算超過は許されない。農民側から今年の年貢収入はこれこれであるから暮し向きはしかじかと、生計費の明細についてこまかく

規定し、旗本の生活はきびしく監督され、武家の「分度生活」もその自主性は全く失われるに至つたのである。

本稿は右のような旗本の「分度生活」の実態について、「村方賄」に関する史料をとおして明らかにしようとするものである。

2 武家の生活困窮と村方勝手賄

武家のうち、とくに小祿の旗本の生活困窮はいちじるしかった。近世中期以降年貢先納という形で家計の不足分を補い、更には全く村方からの仕送り金、いわゆる「御勝手賄」に依存するようになった。

次に揚げる史料は、安永二年四月に旗本山口伝三郎知行所七ヶ村の名主から、旗本用人村田治郎右衛門に宛てて差出されたものである。³⁾

「端書」御屋敷御賄御暮方申上候願書

一御殿様御勝手向、此度御賄御知行所へ被仰付候段、御両所様被仰渡候処、猶又村田治郎右衛門様ヨリ茂、右之趣被仰渡、承知奉畏御請仕候上者、何分恐多奉存候共、奉言上候、近年御殿様御身持随分宜被為入候へ共、町方ニ而風聞悪敷御座候得者、御知行所名主共之身ニ取候而者、甚残念至極ニ奉存候、左候へ者、能上ニ茂猶又能様ニと奉存候間、御身持御慎、御少身之御方様御出会御催シ不遊候様、仕度奉存候

領主である旗本に対し文言はまことに鄭重ではあるが、殿様の不行跡を強く非難し、その上領主の子供達の遊びまできつく咎めて、「能上ニ茂猶又能様」に生活を慎しんでほしいと忠告を与えている。なおつづいて

一近年御家来之御身持悪敷、御主人様ニ折更り、御少身之御方様と昼夜御附合、座頭金杯御直書を以御借り請、御家破滅仕御方も間々御座候得者、於御殿様ニ左様成ル御事者決而有御座間敷候得共、一筋ニ御殿様御大切ニ奉存候へ者、御家来様方之御身持、他之非を御覽被遊候而、御慎專一と奉存候

と述べている。即ち殿様だけでなく家来の中にも不行跡の者が多く、領主の息子達をそそのかせて遊び歩き「座頭金など御直書を以御借り請」等するものがあるというのである。これは高利貸の金を勝手に借金証文を入れて借りることで、丁度道楽息子が遊興費のための借金を親のところ（ここでは結局農民のところ）に廻すようなものである。江戸在住の旗本の中には殿様ばかりでなく家来身分のものまでが、このような生活を行っていたことがわかる。又領主の日常生活については次のような明細な指示を与えている。

一御伽羅の油、御元結、御鼻紙、御菓子、御揚枝、御歯みがき等、御小遣金之内ニ而御買被遊候様ニ、仕度奉存候
一御召物等、御勝手向御直り不被遊候内者、御廉服御用被遊候様ニ、仕度奉存候、既近年者、御大家之御方様ニ而も、一統ニ御儉約被仰出候間、恐れをもちへりみず、御為第一と奉存申上候

すなわち日常の髪油、元結、はな紙、菓子、揚枝、歯みがき等こまごました日用品は、すべて月々の小遣いでまかなうようにというのである。又衣服も暮し向きが良くなるまではなるべく質素なものがまんするようにと云っている。「恐れをかへりみず」と述べてはいるが、農民側の強い態度がうかがえるであろう。その他「御定式御書付之外」（予算できめられた金額）は御臨時金等は決して差上げられない。「詰所へ御士以下之者無用之時者出不申候様」、「御中之口御畳之上へ草履下駄はき不申候様」、「御門之儀五ツ半限り鍵上候様」にして私用で外出するのは差止める様に、「御番日並御頭様江御勤之外駕籠ニ而御出被遊候事御延引可被下候」とある。つまり勤番で江戸城へ詰める時、又は御番頭の処へ仕事で出掛ける時以外は駕籠を使わぬようにしてほしいというのである。以上のような事柄を逐一箇条書きにし、最後に次のような断り書きが附されている。

一御賄仕候内、御殿様御退屈被遊、御賄之義被召上候様ニ、可相成義ニ御座候ハハ、唯今御免奉願上候、私共賄被召上、又候仕送候杯、被召抱候而者、御家又者百姓之為ニ茂、相成り不申候間、此義も申上候

右ヶ条之趣、逐一被為聞召、訳御知行所賄御取離シ不被遊、御勝手向御直り不遊候内者、我等方へ安心任候御書

付、奉頂戴度奉存候、右御聞濟不被下置候而ハ、御請一同ニ難仕奉存候、何分宜御執成御前宜御披露願上候以上
 安永貳己年四月

村田治郎右衛門様

少し説明を加えると、村方が御勝手賄を引請けても、そのうちに領主の方で「退屈」して（極度にきりつめられた生活に閉口しての意）、又々別の仕送人を召抱えるようなことがあつては、領主のためには勿論農民にとつても困つ

富	田	村	名	主	代	庄	治	郎
神	尾	村	名	主	代	五	郎	左
岩	山	村	名	主	代	久	右	衛
金	谷	村	名	主	代	平		藏
下	大	藏	村	名	主	兵	右	衛
小	野	路	村	名	主	善	右	衛
野	津	田	村	名	主	佐	の	右
								衛
								門

たことになるから、将来その様な懸念があるなら、村方の御勝手賄ははじめから御断りすることである。そして「御勝手向御直り不遊候内者、我等方へ安心任候御書付奉頂戴度」と述べ、証文を一札渡して欲しいと強硬な態度を示している。実際、泰平の世に武士本来の勤めを忘れ、遊興に溺れ、甘美な生活に耽けり、借財に身を破滅させていく領主に対して、何とか武家の体面を保持し得るよう家計を建て直し、あわせてこれ以上支配村方の農民に迷惑がかからぬようにしたいと願う知行所村々の名主の気持が強く表現されている。この様に「御勝手賄」の形式は、旗本の家計破綻の結果として生まれたものであるが、これが近世後期旗本家計の一般的な形態であった。

武士の生活が次第に奢侈に流れ、収入以上の（即ち身分不相応の）支出、浪費が彼等の家計困窮の大きな原因の一つであったことは前述の通りであるが、一方増大する商品流通及び貨幣経済の発展に伴う消費物価の騰貴が、武家の家計を極度に圧迫していたことも事実である。近世初期においては小禄の旗本であっても武士に必要とされる乗馬・武具などを整備することが出来たが、天明頃には武具はおろか、家来衆もそれぞれ軍役の定めの人数をそろえることが出来なかつた⁴ということである。これも初期には物の値段が安かつたからで、物価が高くなるとその収入で武備はおろか日常の生活も思うに任せぬようになっていったのである。

当時の旗本の収入は主として知行所からの年貢、或いは蔵米等である。年貢の場合は秋の収穫の後、年貢米として収められた米を売却し、はじめに貨幣として旗本の手に入るのである。しかし米相場の変動は激しく、しかも年貢米の数量はその年の作柄によって大きく左右され、旗本の収入はまことに不安定であつた、これら経済変動の中を巧みに立ち廻ることは、経済観念にうとい武士にとって不可能であつたし、又売買の様な煩雑な仕事は武士の能くするところではなかつた。従つて年貢米の売買はそれらを専門に取扱う商人に任せられ、武士は手数料を取られた上に、売買の利得を商人に吸い上げられ、益々不利な立場に追いやられる結果となつた。野村兼太郎稿「日記を通じて見た新井白石の家計」をみると、白石の収入（白石の場合は扶持米）も米相場の変動によって影響を受け一定していな

ったことがわかる⁽³⁾。したがって生活も決して安楽なものではなく、小額であるが明輩や商人と思われる者より借金をしている事実が示されている。白石程の人物でさえ、その生活費の一部を他よりの借金に依存している時代である。おおかたの武家の家計が推察されよう。

3 旗本天野氏の家計

旗本の家計が農民の手による「御勝手賄」に移ったのは大体宝歴・安永頃からであろうと考えられる。本節において述べる天野家の場合にも、宝歴十年に領主から村方へ「御勝手賄」を要請した事実がみられるが、此の時には農民側で固く辞退している⁽⁴⁾。実際に「御勝手賄」がはじめられたのは、史料の上では寛政二年からと考えられるが、此の時期には、村方農民による「御勝手賄」は旗本家計の一般的な形態であったと思われる。

寛政期における天野家は武州坂浜村・連光寺村・万福寺村の三ヶ村と上州海老瀬村・下総桐ヶ谷村の合せて五ヶ村、拜領高八百十石を領する旗本であった。その屋敷は江戸麴町三番町にあって、初代はいわゆる三河衆とよばれる徳川家譜代の家柄を誇る旗本であった。

天野家の場合知行高は八百十石であるが、天明期の引続く凶作に収入は激減し年を追うて年貢先納が増加している。単に凶作・荒引等災害による減少ばかりではなく、のちには、表高は八百十石であっても知行所よりの年貢収入が実際にはいちじるしく減少してきている場合もみられる。次の史料はそれを示している。

(前略) ……御拜領高は八百石余ニ御座候得共、御物成之儀は、漸五百石位之納り高ニ而、是迄自然者御暮引足不申、年々仕様帳面之外御臨時金多分ニ而、御借用金積年相嵩……(後略)

これは文政二年四月坂浜・連光寺・海老瀬・桐谷四ヶ村の名主から領主の役人に宛てた願書の一節である。幕府から与えられた知行高は八百石余りであるが、実際には五百石位の価値しかなく、従って年貢収入は少なくなり、生計

費が不足しがちであると述べている。

近世後期武家の家計が困窮し、村方賄がはじめられた際、農民側の示した態度については前節に述べたが、ここでは「年貢皆済目録」および「御暮方規定」・「地頭年中賄入用積」・「御勝手向詰番賄方覚帳」等の史料をとおして旗本家計の実際とその生計費の分析を行なおうとするものである。

天野家の収入の基礎となる知行高は、第一表にみる様に知行所村方四カ村合計で八百十石である。しかし年貢収入は米の作柄によって毎年一定していない。徳川期における年貢割付高（比率）は大体四公六民、即ち石高に対し年貢

第一表 天野家知行所及び知行高

（寛政五年）

村名	石高
武州多摩郡坂浜村	二七六石斗
〃 〃 連光寺村	二〇八・四
上州邑楽郡海老瀬村	二二二
下総葛飾郡桐ヶ谷村	二〇〇
合計	八〇〇

〔註〕武州万福寺村の分は坂浜村にふくまれる。

第二表 天野家年貢惣高

（寛政五年）

村名	年貢	
	米納(田方)	永納(畑方)
武州多摩郡坂浜村	二八二 <small>俵</small> 三〇九・八 <small>合</small>	永三 <small>買</small> 三三六 <small>文</small> 三四 <small>分</small> 三四 <small>厘</small>
〃 〃 連光寺村	三三 三六・七	〃 三 四六〇〇〇
上州邑楽郡海老瀬村	三五 〇〇〇・〇〇	〃 二六 一五五・五
下総葛飾郡桐ヶ谷村	三五 〇〇〇・〇〇	なし
合計	六四四 二二六・〇	八二 八五〇・八九

〔註〕武州万福寺村の分は坂浜村にふくまれる。

納高は約四割というのが一般的な比率であった。これが領主の所得を形成する。第二表は四カ村の年貢納高の内訳である。年貢納入の方法は原則として田方年貢は現物納であったが、畑方年貢は銭で納められた。田方年貢の金額があげられているのは、年貢米が村名主、或いは賄名主によって売却され、領主には貨幣の形で納入されていたことを示

す。寛政六年は田方年貢合計六一四俵二斗一升八合六勺であるが、これは単に名目的な所得ともいうべきもので、そのまま領主の収入とはならない。畑方年貢は四カ村合計錢八二貫八五〇文余である。領主の収入の実際については第三表の通りである。と、知行村方五カ村の全体については史料がなく不明であるが、武州連光寺村の分については第三表の通りである。村高二〇八石四斗に対し、田方年貢高は平均約二一〇俵余、一俵が四斗二合入であるから石に換算すると八四石余となり、村高に対し四〇%の割合である。このうち「諸引米分」として年貢高の約一四〜一五%が差引かれ、領主の実

第三表 連光寺村年貢納高

年	田方年貢高		諸引米分		田方実質年貢高		畑屋敷・山方年貢		実質年貢合計
	数	量	数	量	数	量	金	額	
寛政六年	二八俵	一〇三合一六勺	二九俵	二九合九勺	一八八俵	二八五合一〇勺	六九兩總一貫三三〇文	八四二分總三貫九〇文	八六兩二分總三貫三七文
享和三年	二六	二一五〇	三三	三二五〇	一八三	〇三三六	(此分仕送) 相渡し	一六兩一分三朱	—
天保五年	三〇	〇七〇〇	三〇	二二〇七	一七一	三六一	六五兩三分永三三六文	三三二	二八兩一分銀六分二厘

〔註〕 1 一俵は四斗二合入。

2 寛政六年米相場「両に九斗八升かえ」錢相場「両に六貫文かえ」、なお

田方数量のうち、二〇俵は現物納である。

天保五年「両に七斗二升かえ」

質取得分は年貢高に対し約八五〜八六%である。「諸引米」の内容は主として凶作による「荒引」とか、村方への「被下米」である。「被下米」とは、人足伝馬の扶持米、名主・組頭、山番等への給付（役手当）として村方へ支給されるものである。寛政六年には領主の実質取得分一八八俵余で、このうち二〇俵は飯米として屋敷へ附附され、残り一六八俵余を時の米相場（「両に九斗八升かえ」、標準価格は両に一石）で換算し金額に直すと六九兩と錢一貫二三〇

文となる。畑・屋敷・山方年貢金八兩二分と錢五二貫九〇文を合わせると、連光寺村のこの年の年貢は合計で八六兩二分と錢一三七文である。享和三年には田方年貢米一八三俵余は全部仕送人（賄名主）の方へ現物で渡されてお
り、金額は不明である。従って領主の手には畑・屋敷・山方年貢一六兩一分二朱が納められ、他の年度とまったく異
なる。天保五年は田方年貢高約二〇二俵余、領主取得分はその八五%で一七一俵余となる。この年は米価騰貴が著し
く、米相場は「兩に七斗二升かへ」となり、寛政六年の米価の約一・三六倍である。従って田方年貢金額は九五兩三
分余、畑・屋敷・山方年貢二二兩二分二朱と合わせて一一八兩二分余となる。米価騰貴によって名目所得はいちじ
るしく増加しているが、この時期には天野家の収入源は武州二カ村のみとなり、上州・下総分の年貢はほとんど入らな
くなる。従って第四表に示めす様に天保五年の収入は四カ村合計で二一三兩余とはなほだしい減少を見せている。近
世後期を通じて天野家の収入は、いちじるしく減少しているのである。

次に掲げる第四表は寛政六年・享和三年・天保五年の三つの年度につき、それぞれ史料にもとずいて算出した天野
家の収入及び生計費である。寛政六年には「地頭年中賄入用積」、享和三年は「御暮方規定」、天保五年は「御勝手
向詰番賄方覚帳」によるものである。前二者はいわゆる予算表であるが、実際の生計費がこれと大差ないものである

第四表 天野家の家計推移

雑 用 金	寛 政 六 年		享 和 三 年		天 保 五 年	
	収入	約二九四兩一分	収入	二二五兩〇分〇朱	収入	二二三兩二分二朱
主 食 費 (<small>飯米代</small>)	支出金額 <small>兩分朱</small> 六四三〇〇	構成比率 六八・%	支出金額 <small>兩分朱</small> 六九〇〇〇	構成比率 三三・%	支出金額 <small>兩分朱</small> 六二二〇	構成比率 三〇・%
雑 用 金	六〇〇	三三・%	四〇〇	一七・五%	四六三〇	二〇・二%

光熱費	八・一〇	五・五	一三〇〇	五・九	一六二〇	七・一
被服費	三三・〇	一〇・九	三三〇〇	三・一	一三二〇	八・三
住居費	三三・二	一・五	二二〇	〇・八	四三二	二・一
盆・暮入用			七〇〇	二・六	一三二〇	〇・九
交際費	三三・二	九・三			四三二	二・一
教育費			八二二	三・一	二二二	一・〇
医療費					二〇〇	〇・八
職業費	一		一三〇〇	九・〇	七二〇	三・二
臨時費	一三・〇	〇・九	一〇〇	〇・五	九三三	四・三
返済金	三〇〇	一・二	三三〇	三・八	一六一	九・一
給金	四六〇	一・九	四六〇	一・八	二九一	二・八
支出合計	二八一〇	一〇〇%	二四三三	一〇〇%	二四三三	一〇〇%

ということが、他の史料によって裏付けされるので敢えて採用したものである。天保五年は旗本の屋敷へ村方から農民が出向き、実際の支出の明細について書きとめていたもので、今日の家計簿にあたるものである。生計費の費目については理解しやすいように、出来るだけ現在我々の家庭で用いている費目に対応させて分類してみた。勿論、徳川期においては現今のような家計の記帳がなされていたわけではなく、何らかの理由で記帳の必要が生じた都度、その折々の仕方では帳面に記されていたものである。従って一枚の紙切れであるときもあれば、一年分を一冊にまとめたいわゆる大福帳の形式をとるものもある。そして月日順に支出の内訳、金額を記載している。或る場合には一回の支

払分に対し一括して記入され、何にいくらと明細がはっきりしない場合もある。天野家の場合、残存する史料が旗本自身のものではなく、連光寺村名主富沢家に残されたいわゆる村方文書である。天野家の家計困窮によって「御勝手賄」がはじめられてより、月々の仕送金、或は予算の心覚えに名主が書きとめたものである。従って支出項目は大きなもので、支出の明細については知り得ない場合もある。以上のような史料の制約はあるが、当時の武家の生活、特に生計費に関する詳細を示すものといえよう。

天野家の家族構成についてみると、天保七年の史料にはほぼ家族員全員と思われる名前がみられる。当主天野孫左衛門・奥様・若殿様（長男）・お菊様（長男の妻）・若様（長男の子供）・久作様・伝蔵様・平次郎様・おふき様・仲様（それぞれ当主の子息と娘）といった名前があり、合計十名である。其他使用人の人数については天保六年の史料に記載がみられる。用人一人・中小姓一人・仲間二人・女中二人・御膳焚一人の合計七名で、家族と使用人を合わせると天保期のはじめには十七名の大世帯であったことがわかる。

さて生計費の各費目について説明を加えてみよう。

1（主食費）文字通り飯米代金である。寛政六年には知行所村方より現物で送られ、現金支出は別に買入れた米代金六兩二分だけである。即ち御飯米として、「百二十俵程上州下総御物成にて」と記されて居り、海老瀬村・桐ヶ谷村の年貢米はすべて領主の御飯米として現物で納められ、他に連光寺村よりも「御地頭様飯米として」二十二俵が納められている。合せて一ヶ年分飯米百四十二俵が現物で納められたことになる。従って此の年の飯米代金については、この百四十二俵をその年の年貢払米相場一兩に九斗八升替・一俵につき四斗二合入一で換算して算出したもので、五十八兩一分となる。買米代金と合わせて六十四兩三分である。享和三年になると飯米の現物納めが姿を消し、買米である。此の年には飯米代として一ヶ月四兩二分ずつが当てられ、一ヶ年五十四兩が定式金として計上されている。他に不足分として飯米代十五兩が支払われているので都合六十九兩となる。天保五年には「上下御飯米一ヶ月

五兩二分ツツ」が定式金となり、更に不足分として三兩二分二朱が追加され、合せて六十九兩二分二朱が支出されている。

2 「光熱費」 主として薪・炭の代金として支払われたものである。特に寛政六年の分には「御薪代」のみが記載されており、炭代の支払いについては不明である。武州三ヶ村は江戸で有名な黒川炭の産地であり、或いは現物で納入されていたのかもしれない。享和三年には「年中御薪代」として十兩、「年中御炭代」として三兩が計上されている。これが天保五年になると「年中御薪代・一ヶ月三分」「年中御炭代・一ヶ月二分二朱」と月割りで計算されている。

3 「被服費」 一括して「御衣服代」として記載されており、どのような品物を購入したかは不明である。その他草履・雪踏のような履物の代金がみられるので、被服費に加えておいた。

4 「住居費」 主として屋敷の修理費にあてられたもので、その時の工事の種類により金額は一定しない。例えば寛政六年には「御台所九尺に三尺立出シ一式代一兩五分ト四匁五分、仕直シ水流シ一式一分ト十匁、御用人部屋、湯殿、雪隠立直シ一式三分ト九匁」と記されている。享和三年の分には「御家根其外繕ひ代共」として一兩二分が支出され、天保五年には「諸普請御修覆代」として四兩一朱が支払いにあてられている。その他「辻番所御給金」がある。今日の町会費のようなものであり住居費にふくめておいた。

5 「雑費」 この内訳は、交際費・教育費・医療費・盆暮入用などである。寛政六年の分は、「盆暮いしゃ寺方其外付届ヶ諸入用」として一括して記載されており、各費目の詳細は知り得ない。他に「御産御祝儀品々御入用一式」として二兩一分二朱があげられている。合計すると二十二兩二分二朱である。年代が下るに従って記載がこまかく分けられ、享和三年には「盆暮入用」と「諸向附届」がべつべつに記載されている。「諸向附届」の内訳として「御医師、御坊主衆、御番所割合、御稽古事」と記されているが、ここでも医療費・交際費・教育費が一括して記載されてい

る。天保五年には支出費目が比較的明細に記載されている。例えば交際費にしても「諸向御附届」「御坊主衆附届」「林様御普請引移ニツき御付届」としてそれぞれの支出額が示されている。「益暮入用」の項目は、この言葉がいつれの年度にもはっきり見られるので、如何なるものへの支払いにあてられたものか不明であるが、一応独立した費用に付しておいた。「益・暮」は我々日本人にとって現在でも大きな年中行事の一つであり、特に当時の人々にとって重要な意味をもっていたものである。

6 「職業費」 旗本は幕府直参の家臣で軍役の義務があった。一朝事ある時にはそれぞれ規定の軍務に服することとなっていたが、泰平の時代には本来の軍役義務は無用のものとなり、旗本は主として江戸城警護の任務にあたっていた。これを御番勤めと称するのである。しかし旗本全員が御番勤めをしていたわけではなく、寄合（三千石以上）・小普請組（三千石以下）等に所属するいわゆる非職のものも多数あった。職業費は「御番勤」或は「小普請金」等の支出で、武士として公的生活の必要経費である。天野家は寛政期には御番勤めをしているが、その諸入用は「定式御雑用金」（後述）の中に含まれており、職業費としての支出額は不明である。享和期以後には小普請入りをしており、十六両と銀十三匁が「御小普請金」として支出されている。天保五年には再び番入りが決定したらしく、この年には「御番入り御支度」として四両が記載されている。他に「御駒場入用」として三両二分、合計七両二分が職業費にあてられている。

7 「臨時費」 帳簿の上では「諸御臨時金」として書き上げられていても、内訳に支出内容が明示されているものはそれぞれの費目に加えておいたので、ここでは「御買上代」或は「賄不足に付」と記され、内容が不明のもののみに限った。この他に「御法事入用」等がある。

8 「返済金」 年により返済額の大小がみられるが、これは借入金の一部を年賦返済するためか、或はその利息の支払の一部であって、後述するようにこの他に莫大な借財があったのである。

9 「給金」 使用人へ支払った給料で、武家としての格式を保つうえで、家計の中でも支出額の大きなものの一つである。

10 雑用金) 説明があとになったが、これは今日の雑費等とは性質の異なるもので、「定式御雑用」と呼ばれ月々の必要経費である。従って生計費の中でも主食に次いで金額が大きい。村方から毎月きまって仕送りされる賄金は、「御飯米代」「御薪」「御炭」とともにこの「雑用金」である。毎月の小遣・身の廻り品の支払等日常の生活に必要なものはすべてこれでまかなわれていたものと考えられる。特に食費に関しては主食以外の記載がみあたらないところをみると、副食費等もこの雑用金のうちから支払われていたのであろう。

さて寛政六年、享和三年、天保五年それぞれの年の収入と支出を比較してみると、年代が下るにつれて収支のバランスがくずれ、天保五年には支出が収入をはるかに上廻り、家計の苦しさが如実に現れている。しかしこれも帳簿の上でみるかぎり極端な家計の破綻とは考えられないのであるが、実は天明期以降年々借財がかさみ、貸主よりの催促、取立てに苦慮せざるを得なかった。第五表は寛政、享和、文政期におけるそれぞれの年度の天野家の借入金高を

第五表 天野家の借入金高

寛政九年		借入金合計		内		訳	
一五兩三分		一五兩三分		一五兩三分		岸田屋文右衛門	
三兩		三兩		三兩		村々先納金	
五〇〃		五〇〃		五〇〃		大野次右衛門御貸附	
一〇〃		一〇〃		一〇〃		御那代御貸附	
二〃三分		二〃三分		二〃三分		〃	
寛政十一年		一五兩三分					

享和二年		六八兩一分		二兩一分	連光寺村奥右衛門
享和三年		一〇〇兩		三七〃	〃
				二〇〃	〃
				九〇兩	猪瀬文治
				四〇〃	御郡代御貸附
				五〇〃	押田様御口入金
				三三兩三分三朱	村々先納金元利
				三九兩〇〃一〃	〃 証文金
				五〇〃	伝通院
				五〃	伊勢屋伊右門
				三〇〃	連光寺村忠右衛門
				三〇〃	羅漢寺
				不明	御郡代御貸附
文政元年		六三兩三分三朱			

示したものである。貸主には出入商人、御郡代、村方農民、寺院等の名前がみられる。特に文政元年には実に天野家の年収のほぼ三倍近くの金額にのぼり返済の可能性は殆んど考えられなくなっている。文政二年四月知行所四ヶ村の名主から領主に宛てた書状にも「(前略)年々仕様帳面之外御臨時金多分二而、御借用金積年相嵩、別而当春以来ハ伊勢屋伊右衛門初メ口々より嚴重之催促を請……」とあるように、帳簿に記載された生計費以外にこの様な支出が多分にあり、これへの対処に領主・農民共に苦慮したものとみられる。そしてこれら臨時の出費(即ち借財)がかさ

む原因として「悦蔵殿（天野家の元使用人）御方々様（息子達）御誘引申上、芝居其外所々江御供相勤、御出先ニ而は難申上場所抔江も御案内被致候哉、自然と御用入も相當候様……」と述べている。即ち第四表にみる家計費は、「仕様帳面」に記載されたものみの集計であり、それ以外の臨時支出は含まれていないと見做される。従ってこれらの臨時支出や、そのための借入金利息が第五表にみられるような巨額な借入金の一部となって残っているわけである。

消費支出総額に対する各費目の構成比率についてみると、まづ、総支出額にたいする割合が増加する傾向にあるものは、食生活に関するものである。すなわち飯米代と光熱費である。飯米代は寛政六年二六・八%、享和三年二五・二%、天保五年三〇・二%となっている。光熱費はそれぞれ三・四%（薪代のみ）、四・七%、七・一%と金額においても、構成比率もいちじるしく増加している。これら二つの費目は、所得の減少があっても極度にきりつめることが不可能である以上、支出割合が増加していくのは当然のことであろう。しかし飯米代の場合、支出金額において享和期と天保期は同額である。物価上昇分を差引くと、実質的には消費水準が低下していると考えられる。

飯米代について支出の大きな費目は雑用金である。前述のように、この費目の内容は複雑で支出の明細は知り得ないが、主食費・被服費をのぞいて日常生活のすべてがこの雑用金でまかなわれていたとすれば、寛政・享和・天保期と支出金額が次第に減少していく傾向は、家計の窮乏を物語っているものである。とくに消費支出にたいする構成比率の変動もはげしく、所得低下と物価騰貴という二重の圧力が武家生活の構造を両側面から圧迫していたことが想像出来る。被服費も専ら質素節約を旨として削減され、支出金額、構成比率ともに漸減している。

支出総額にたいする支出割合がいちじるしく減少していく傾向をもつ費目は、「盆暮入用、交際費、教育費、医療費」等、いわゆる雑費に含まれるものである。これらの支払いは、年二回盆暮に行なわれていた。従って年度により金額は一部一括して記載され、それぞれの支出額が明瞭でない場合がある。雑費支出合計は寛政六年二二兩一分二

朱、享和三年一五兩一分二朱、天保五年一〇兩三分である。天保期には寛政期の半分以下に激減している。消費支出総額にたいする比率は、寛政六年九・三%、享和三年五・七%、天保五年四・七%と低下し、困窮の度合いに応じて、家計きりつめのしわ寄せがこの費目の支出縮小に大きく働いている。この費目は食料費、被服費、住居費のように、生活の基本的支出ではないが、その家計の所属する社会階層を示すもの、いいかえれば生活の文化度を表示するものである。封建社会にあって、支配階級に属する武家生活のステイタス・シンボルをあらわす支出費目であるといえる。とすれば、幕末期にいたって、天野家は最早や従来の生活水準を維持し得ない程の状態におちいついていたと思われる。

雑費と同様に支出金額および比率がいちじるしい減少を示めしているのは使用人への給金である。旗本のなかには、用人はおろか下女さえも備えぬものもあつたということであるから、天保期に用人以下七人もの使用人を備っていた天野家は、まだある程度の格式を保っていたものといえよう。しかし、天保期には、寛政期のような武家の威容はすでにみられなくなっていることが推定される。

4 お わ り に

徳川期における武家生活の窮乏は、とくに下級武士層においていちじるしいものがあつた。天野家は近世中期に知行高一、二〇〇石におよぶ中堅の旗本であつた。のちに分知して八一〇石に減じ幕末に至っている。一応封建領主として支配階級に所属するものであるが、経済生活はすでに困窮の極に達していた。財政収入は知行地よりの年貢収納という封建的な所得構造に依存しつつ、武家生活そのものは進展する消費経済に立脚していたという点に、武家生活の困窮の根本的な原因があると思われる。

本稿は、旗本天野家の家計をとおして近世武家生活の一端を紹介したものである。天野氏に関する史料のうち寛政

六年、享和三年、天保五年は天野家の家計のほぼ全貌を示すものとみられるので、今回はこの三時点に限ってその家計を比較検討してみたのである。今後あらためて所得（年貢収納量）や物価（米相場を中心として）等に関連させながら、村方賄の実体や、借金返済の仕法等を中心に、武家家計の検討を行ないたいと思う。

註 1 野村兼太郎著「徳川封建社会の研究」第一篇武士階級の経済的崩潰。

2 拙稿「元禄・享保期における一旗本の入用金調達仕法」関東学院短大論叢第一四集。

3 「河井家文書」東京都町田市野津田町河井醇造氏所蔵。史料の利用について河井氏の御厚意をうけたことを感謝する。

4 前掲野村兼太郎著 六一頁。

5 野村兼太郎著「日本経済史の研究」二八五〜三〇七頁。

6 旗本天野氏に関する史料は、文部省史料館所蔵「富沢家文書」による。以下本文書からの引用については註記を省略する。史料の閲覧および利用については文部省史料館の御好意にあづかった。また旧蔵者富沢政馨氏からも種々御便宜を与えられたことを感謝する。

Mine Yasuzawa

Family Budget of Samurai Household in Tokugawa Period

Résumé

It has been evident that Samurai class had been obliged to reduce their circumstances through the years of Tokugawa period, owing to their financial difficulties. About the family budget of samurai household, however, we can find few studies on the subject; e. i. how much their income was and how they met with their daily need.

Now it is intended in this article to give an outline of the construction of family economy and living expenditure of a samurai household in Tokugawa period, according to receipts and disbursements of his household.